

鈴鹿高等学校 学則

平成26年4月1日
制 定

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、鈴鹿高等学校（以下「本校」という。）の学則として定めたものである。

(目的)

第2条 本校は、教育基本法(平成18年12月22日法律第120号)及び学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)に基づき、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて高等普通教育を施すことを目的とする。

(名称)

第3条 本校は、鈴鹿高等学校と称する。

(所在地)

第4条 本校は、三重県鈴鹿市庄野町1260番地に置く。

(目標)

第5条 本校における教育については、前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努める。

- (1) 中学校における教育の成果をさらに発展充実させて、国家及び社会の有為な形成者として必要な誠実で信頼される人物を養うことに努める。
- (2) 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ一般的な教育を高め、専門的な技術に習熟させることに努める。
- (3) 社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、個性の確立に努める。

第2章 課程学科、修業年限及び教育課程

(課程学科)

第6条 本校は、全日制課程として普通科を置く。

(修業年限)

第7条 本校の修業年限は、3年とする。

(教育課程)

第8条 本校の教育課程は、高等学校学習指導要領の基準により別紙1のとおり定める。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第10条 学期を分けて次の3学期とする。

1 学期 4月1日から7月31日まで

2 学期 8月1日から12月31日まで

3 学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第11条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年7月20日法律第178号)に規定する日
 - (3) 学年始休業日 4月1日から4月7日まで
 - (4) 夏期休業日 7月21日から8月24日まで
 - (5) 冬期休業日 12月24日から翌年1月7日まで
 - (6) 学年末休業日 3月21日から3月31日まで
 - (7) 前各号に定めるもののほか校長が教育上特に休業を必要と認めた日
- 2 非常変災その他、事情により校長が必要と認めた場合には、臨時に授業を行わないことがある。
- 3 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情がある場合には、前項にかかわらず休業日に授業を行うことがある。

第4章 収容定員及び職員組織

(収容定員)

第12条 本校の収容定員は、次のとおり定める。

普通科男女合わせて1,500名

(職員組織)

第13条 本校の職員の定数は、高等学校設置基準の定めるところによる。

第5章 入学、転学、休学、退学及び留学

(入学資格)

第14条 入学資格のある者は、中学校卒業後及び学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第57条及び学校教育法施行規則(昭和22年5月23日文部省令第11号)第95条に

よって、同等以上の学力があると認められた者とする。

(志願手続)

第15条 入学志願者は、入学願書のほかに、入学に必要な関係書類及び入学検定料を添え出身学校長を経て校長に提出しなければならない。

2 入学願書の様式及び入学に必要な関係書類は、校長が別に定める。

(入学選抜)

第16条 入学志願者については、校長の定める方法により入学者を選抜する。

(合格取り消し)

第17条 入学選抜の結果、合格した者で入学すべき日から無届けのまま、3日以上欠席した場合は、入学許可を取り消すことがある。

(入学許可・入学手続)

第18条 入学許可を得た者は、指定の日に入学金、施設維持費を納め、誓約書を校長に提出しなければならない。

(保護者及び保護者代理人)

第19条 生徒の保護者は、その親権を行う者又は後見人とする。ただし、やむを得ない場合は、成年者であって一家の生計を営む者をもってこれに代えることができる。

2 保護者が遠隔の地に住むとき、その他特別の事情があるときは、鈴鹿市又は学校所在地付近に居住する成年であって、一家の生計を営む者を保護者代理人とし、保護者代理人届を校長に提出しなければならない。

3 保護者又は保護者代理人が死亡したとき、若しくは事故により保護者又は保護者代理人となることができなくなったときは、前項によって改めてこれを定めなければならない。

4 前項により保護者又は保護者代理人となった者は、直ちに誓約書又は保護者代理人届を校長に提出しなければならない。

5 保護者又は保護者代理人が住所・氏名を変更したときは、直ちに校長に届出なければならない。

(転学、転籍及び退学)

第20条 転学又は退学しようとする者は、その理由を詳記し、保護者連署をもって校長に願出なければならない。

2 校長は、転学を希望する生徒のあるときは、その理由を具し、生徒の在学証明書、その他必要な書類を転学希望先の校長に送付する。転学許可の通知を受けたとき、校長は速やかに当該生徒の指導要録の写(転入学してきた生徒については転入学により送付を受けた指導要録の写を含む)及び進学の場合に送付された指導要録の抄本、生徒健康診断票及び生徒歯の検査票を転学先の校長に送付しなければならない。

3 校長は、欠員の場合には、転入学又は転籍を希望する者について、その理由により、選考の上相当学年に転入学を許可することがある。

4 校長は、転入学を許可した場合には、その生徒の従前在学していた学校の校長にその旨を通知する。

(復学)

第21条 退学した者が復学を希望するときは、その理由により、選考の上相当学年に入学許可することがある。

(休学)

第22条 病気その他の事故により引続き90日以上欠席する見込みの場合は、校長の許可を受けて1年以内の期間、休学することができる。

2 休学の期間が1年に達し、なお、出校できないときは、自然退学となる。ただし、校長が必要と認めるときは、その期間を延長することができる。

3 休学の許可を受けようとする者は、保護者連署を持って願出なければならない。ただし病気による場合は医師の診断書をも添えるものとする。

(復学)

第23条 休学中の者がその理由が消滅したときは、校長の許可を受け復学することができる。

2 復学の許可を受けようとする者は、その事情及び期日を具し、保護者連署をもって医師の診断書、その事情を証するに足る書類を添えるものとする。

(留学)

第24条 校長は、生徒が外国の正規の後期中等教育機関を希望した場合には、教育上有益と認めるときはこれを許可することができる。

2 留学に関する規定は、別に定める。

第6章 学習の評価、単位の認定、課程の修了及び卒業

(学習の評価)

第25条 学習の評価については、高等学校学習指導要録に示されている各教科、科目の目標を基準として行う。

(単位の認定)

第26条 校長は、生徒が教育課程に従って、教科、科目を履修し、その成果が教科、科目の目標からみて満足できると評価された場合は、その教科、科目について所定の単位を修得したことを認定する。

(卒業認定)

第27条 校長は、本校所定普通科の全課程を修了した者につき卒業を認定し、卒業証書(第1号様式)を授与する。

(卒業の延期)

第28条 定められた年限に所定の課程を修了しない生徒は、その年限を越えて在学することができる。

第7章 授業料、入学検定料及び入学金

(授業料等)

第29条 授業料等の額は、次のとおりとする。

- (1) 授業料別表2に定める。
- (2) 教育充実費別表2に定める。

(授業料等の徴収)

第30条 授業料等の徴収は、月割とし毎月本校指定日までに納めなければならない。

- 2 最終学年における3月分の授業料は、卒業式前日までに納めなければならない。
- 3 月の途中で入学、退学、転学するに至った者は、その月の授業料を納めなければならない。
- 4 授業料は、病気その他自己の都合により欠席し又は停学に処せられることがあっても、学籍にある間はこれを納めなければならない。
- 5 休学を許可せられた場合には、その期間中休学が全月に亘る月分の授業料は徴収しない。

(授業料滞納者に対する処置)

第31条 授業料を納付期間内に納めないときは、出校を停止することがある。

- 2 未納1カ月を越えるときは、学籍を除くことがある。

(入学検定料)

第32条 入学志願者は、別表に定める入学検定料を所定の期日までに納入しなければならない。

(入学金及び施設維持費)

第33条 入学を許可された者は、所定の期日までに別表に定める入学金及び施設維持費を納入しなければならない。

(返還)

第34条 すでに納入した入学検定料、入学金、授業料等は、原則として返還しない。

第8章 賞罰

(褒賞及び懲戒)

第35条 教育上必要があると認めるときは、生徒を褒賞することができる。

- 2 校長は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を行うことができる。

3 懲戒は、訓戒、謹慎、停学及び退学とする。

(懲戒による退学)

第36条 前条に規定する退学は、次の各号の一に該当する者に対してのみ行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由が無く出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本文に反した者

第9章 学則の改廃

(改廃)

第37条 この学則の改廃は、常任理事会の議を経て理事会が行うものとする。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和7年4月1日から施行する。

別表 2（第29条・第32条・第33条関係）

項目	金額	備考
授業料	32,500円	月額（令和 6 年度入学生まで）
	33,000円	月額（令和 7 年度入学生から）
教育充実費	1,000円	月額（令和 6 年度入学生まで）
	4,000円	月額（令和 7 年度入学生から）
入学検定料	15,000円	
入学金	50,000円	
施設維持費	250,000円	

第 1 号様式（第 27 条関係）

第 号	令和 年 月 日	本校所定の高等学校普通科の 課程を卒業したことを証する	<div style="border: 1px solid blue; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto;"></div>	卒業証書
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	平成	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	年	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	月	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	日	生
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○